

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

1. WIPO関係

① 第18回著作権等常設委員会（SCCR）

2009年5月24日～29日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、前回会合の結果を踏まえ、権利の制限と例外、視聴覚実演の保護、放送機関の保護について議論が行われた。権利の制限と例外については、視覚障害者の権利制限条約の制定に向けた議論を加速化させたい中南米およびNGOグループ、権利制限条約の対象範囲を技術的保護手段の回避及び社会・文化・宗教まで拡張させたいアフリカグループ、これらの動きを時期尚早とする先進国グループのそれぞれが、今後の進め方を巡って連日に亘り激しい議論を行った。その結果、先進国グループの意向は一定程度反映されたものの、次回以降、引き続き権利制限条約に向けて具体的な分析が進められていくこととなった。他方、これまで議論が硬直していた視聴覚実演の保護、放送機関の保護についても、議論を前進させる観点から論点整理、各国のスタンスと論点を整理するためのリージョナル・コンサルテーションの開催が合意されるに至った。

全般的な雰囲気としては、知財保護の例外としてパブリックドメインが存在するという発想から、知財保護とパブリックドメインは並列するという新たな知財のレジームを確立していく流れが今まで以上に決定付けられた印象である。他方、視覚障害者の権利制限条約の制定によって知財保護レジームの風穴を開けようとする中南米の戦略に対して、図書館及び教育の権利制限も一括で議論したいアフリカの思惑が交錯するなど、議論の展開は、これまで以上に不透明感が増してきている。他方、視覚障害者問題も含め、権利制限によって複製された著作物の国境を越えた流通の自由化に関する議論が注目を集めつつあり、今後大きな焦点になることが予想される。また、途上国から技術的保護手段が知識へのアクセスを妨げているという主張が前回以上に目立ってきており、今後、その解除の自由化に対する議論が増す可能性もありうる。その一方で、既存の課題のうち、とりわけ、視聴覚実演の保護については、途上国から条約制定の要望が強くなってきており、今後、具体的な検討が再開する可能性も考えられる。

② 第3回開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

2009年4月27日～5月1日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、事務局より、一昨年的一般総会で合意された45項目の勧告（開発アジェンダ）の実施のための作業計画の評価のガイドラインとして、1）活動の実施に向けて、まず関係する勧告の検討2）可能であれば、類似の対象を扱う勧告は1つのテーマの下で処理3）必要に応じて、実施の形態はプロジェクトその他の形式を取るという提案があった。審議の結果、テーマ別プロジェクトにつき大筋合意した。また、勧告の実施に関する「調整メカニズム及びモニタリング並びに評価及び報告形式」に関してアフリカグル

ープ提案を巡り種々の意見交換がなされ、パキスタンからも提案がなされた。今次会合において表明された見解等は事務局により整理され、次回第4回会合において、テーマ別プロジェクトと共に引き続き審議・検討されることとなった。

③ 第14回遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）

2009年6月29日～7月3日（於：ジュネーブ）に開催。本会合は、2年間の予算期間（2008/2009）のうち、本年9月の一般総会前の最後の委員会であるため、先進国、途上国とも、マンダートの更新を中心とする議題「今後の作業」を中心に議論を行った。

具体的には、審議日程に従いフォークロア、伝統的知識、遺伝資源についての個々の論点の検討を行うのではなく、今後の作業を最初に議論すべきである旨、アフリカグループより要請の発言があり、アフリカグループからの提案資料をベースにマンダートの更新について議論することとなった。

先進国・途上国とも、次期予算期間においてもIGC会合を設置すべきとの意見は一致していた。しかし、アフリカグループを始めとする途上国は、次期マンダートは、1) テキスト形式に基づく審議、2) 法的拘束力を持つ文書の採択、3) そのための作業スケジュールの設定及び、4) 会期間会合の開催を強固に主張した。一方、EUグループ、Bグループ等からは、具体的なフォークロア等の定義など基本的な定義が決まっていないこと、上記1)～4)の設定の必要性について議論が深まっていない現時点の段階で受け入れることは難しいことから、EUグループよりアフリカによる今後の作業に係る提案資料に対する資料文書が提出されるとともに、オーストラリア等より、アフリカ提出資料に対する修正発言が行われ、意見が収束することはなかった。

今後は、9月下旬に行われる一般総会において今次会合の報告が行われ、マンダートの延長について議論が行われる見込み。

2. APEC関係

①知的財産専門家会合（IPEG）

2009年2月25日、26日に第28回IPEG会合が、また、2009年7月27日、28日に第29回会合がシンガポールで開催された。

20の国・地域の知的財産に関する政府関係者が一同に会し、セミナーや調査の提案・状況の更新、各国・地域の知財関係施策の情報交換等を実施。特に、議論になった提案のうち著作権にも関係する事項は以下のとおり。

(1)スクリーン上の映画を記録又は転送する記録装置の違法使用に取り組むためのイニシアティブ提案（米国、カナダ、香港、フィリピン、日本）

米国は、盗撮により映画産業が大きな影響を受け、また、その影響は、海賊版が売られる各国・地域に広く及ぶため、啓蒙や法的措置の重要性を説明し、相互理解の増

進、法的措置等の導入を促進するためのイニシアティブを提案。香港、日本から映画の盗撮を防止するための法的枠組みがすでにある点を紹介し、米国提案の支持を表明。オーストラリア、カナダ、フィリピン、台湾からも同様に米国支持が表明された。

しかし、中国、チリ、メキシコ、ロシア等から、重要性の正当性がまだ十分になされていないという指摘があり、イニシアティブの採択にはいたらず、継続して議論することとなった。

(2)チリからの著作権の制限及び例外についての APEC/IPEG 調査の最終報告書

チリの提案により、各国・地域の著作権の制限と例外に関する調査をとりまとめ、報告書が採択された。

(3)米国からのケーブル及び衛星電波窃取及び執行に関するベストプラクティスの効果的な実施に関する APEC ワークショップ

米国より11月にシグナル・パイラシーに関するワークショップを開催することを提案し了承。ベストプラクティスといっても各国に政策の選択肢をせばめることがないように注意を払ってほしい、といった要望が伝えられた。

(4)IPEGと産業界との意見交換(ABAC(APEC ビジネス諮問委員会))からの提案

ABACより、次回のAPEC会合で、IPEG関係者と産業界との意見交換の要望があり、了承された。具体的な提案は今後、あらためてABAC側からなされる予定。

次回の I P E G 会合は 2 0 1 0 年 3 月 5, 6 日に広島で開催予定。